

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（被保険者とししない者）</p> <p>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による<u>扶養義務者がいないもの</u>（児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者がいる者を除く。）は、被保険者とししない。</p> <p>（保険給付の種類）</p> <p>第5条 区は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>（一部負担金）</p> <p>第7条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について、療養の給付を受ける被保険者は、次の各号に<u>掲げる区分に応じ、当該給付に要する費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の<u>とおりとする。</u></p> <p>・ 〔略〕</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>付 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第22条第1項に規定する<u>延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による<u>扶養義務者のいないもの</u>（児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。）は、被保険者とししない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 区は、次の各号に掲げる保険給付を行う。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について、療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の<u>区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の<u>各号に定めるものとする。</u></p> <p>・ 〔略〕</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>付 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第22条第1項に規定する<u>延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4</u></p>

同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第2条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。